

○議長（茅沼隆文）

日程第２ 認定第２号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を読みあげます。

認定第２号 決算認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２７年度開成町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

平成２８年９月６日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、歳入歳出決算書の１７１ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算総額。

歳入。歳入予算現額１８億３，２０４万８，０００円、歳入決算額１９億２，０２５万９，７０６円。歳出。歳出予算現額１８億３，２０４万８，０００円、歳出決算額１７億６，２００万３，７９１円。歳入歳出差引額１億５，８２５万５，９１５円、うち基金繰入額０円。

平成２８年９月６日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。歳入でございます。歳入は、１款の国民健康保険税から１１款の諸収入まで、次のページ、１７４ページを御覧いただいて、予算現額合計１８億３，２０４万８，０００円、調定額２０億２，８６８万４，２６５円、収入済額１９億２，０２５万９，７０６円、不納欠損額６０４万８，６００円、収入未済額１億２３７万５，９５９円、予算現額と収入済額との比較８，８２１万１，７０６円。

次のページを御覧いただいて、歳出でございます。歳出は、１款の総務費から、次のページ、１７８ページの１１款予備費まで、合計、予算減額１８億３，２０４万８，０００円、支出済額１７億６，２００万３，７９１円、翌年度繰越額０、不用額７，０４万４，２０９円、予算現額と支出済額との比較７，００４万４，１０９円。歳入歳出差引残額、１億５，８２５万５，９１５円でございます。

それでは、詳細を説明させていただきたいと思います。決算書附属資料３４４ページ、３４５ページをお開きください。

まず、歳入でございます。２７年度の歳入決算額合計が１９億２，０２６万円でございます。２６年度は１６億７，２９９万５，０００円でございますので、２億４，７２６万５，０００円、１４．８％の増となっております。

１の国民健康保険税は３億７，１６１万６，０００円で、前年度より１，７２７万９，０００円、４．４％減少しております。これは、被保険者の減少や所得の伸びが少なかったことなどにより、前年より減少しているものでございます。そのため、当初予算額は４億２，４０６万３，０００円でしたが、９月補正で４，８００万円、３月補正で６００万円の減額補正を行っているところでございます。

その被保険者数でございますが、平成27年度末3,829人で昨年度末よりも63人の減、年度平均で見ましても27年度が3,870人で、前年度より123人の減となっております。この保険税額を1人当たりの金額で見ますと、26年度は74万9,652円でしたが、それに対して27年度は74万5,618円で、マイナス4,034円の減となっております。

収入で大きく伸びておりますのは国保連が行う高額医療共同事業と保険財政共同安定化事業により交付される7の共同事業交付金でございます。前年度比1億9,356万7,000円、172.2%増と大きく増加をしております。これは、保険財政共同安定化事業交付金、これが、これまで30万円を超える医療費が交付対象ということになっておりましたが、平成27年度から全ての医療費が対象となったことなどによるものです。

次に歳出でございますが、27年度の歳出決算額合計は17億6,200万4,000円、前年度比で2億1,425万円、13.8%の増でございます。こちらは、保険者として拠出する共同事業拠出金が前年度比で2,140万9,000円、163.9%となっていることが主な要因でございます。共同事業に係る歳入と歳出がともに増加しているということが全体の決算額の増加の要因でございます。

一方、被保険者数につきましては減少傾向にございますが、2の保険給付費については前年度より増額しております。27年度は前年度比で2,582万7,000円、2.5%の増加、また3の後期高齢者支援金等につきましても、後期高齢者の増加によりまして、前年度比672万8,000円、3.2%の増加となっております。

それでは、歳入の科目ごとに構成比の高いものを御説明いたします。

1の国民健康保険税は、構成比が19.4%、決算額3億7,161万6,000円で、26年度の比較では構成比で見まして3.8%の減でございます。

次に、3の国庫支出金ですが、金額は昨年度より増加をしておりますけれども、構成費で見ますと0.1%と、わずかに減となっております。

次に、5の前期高齢者交付金ですが、決算額が4億9,902万6,000円で、構成比で見まして26.0%、昨年度より5.9%の減となっております。これは、前々年度の前期高齢者の医療費の実績が交付金の既に交付されている額より少なかったことから、27年度は調整されまして減額とされたことによるものでございます。

7の共同事業交付金でございますが、先ほど申しあげたとおり、前年度比1億9,356万7,000円、172.2%と大きく増加しておりますけれども、歳出の部分でも増加している状況にあります。

次に、9の繰入金ですが、決算額1億6,111万6,000円で、構成比で昨年度より0.4%の増となっております。これは、低所得者向けの保険税の軽減分の繰り入れや食育給付費等の繰入金の増加によります。また、その他一般会計からのいわゆる法定外の繰入金も、前年度より650万円ほど増加している状況でございます。

続いて、歳出です。

27年度の構成比として一番多いのは、2の保険給付費になります。10億7,1

04万3,000円で、構成比は60.8%でございます。前年度比では、金額では2,582万7,000円の増でございますが、構成比で見ますと6.7%の減となりました。

次に、3の後期高齢者支援金等ですが、27年度は2億1,550万9,000円で構成比で12.2%、前年度比672万8,000円の増ですが、構成比では1.3%の減でございます。

7の共同事業拠出金は3億3,880万4,000円、前年度比で2億1,040万9,000円の増、構成比で見ましても10.9%と大きく増加をしております。

全体的に見ますと、被保険者は減少の傾向にございますが、保険給付費や後期高齢者の支援金等が増加している状況です。ただ、一般の被保険者の療養給付費を見ますと、これが最も多いわけですが、その伸びは0.9%程度に抑えられている現状になっております。

被保険者の状況を再度お話しさせていただきますと、345ページ、一番下に経費関係諸比率の欄がございますが、こちらを御覧いただいて、平均世帯数は2,247世帯、昨年度より29世帯減少しております。また、平均被保険者数は3,870人で、昨年度より123人減少しております。また、27年度末の世帯数と被保険者数につきましては、次、347ページの下の表に記載しておりますが、加入世帯数は2,247世帯で昨年度より8世帯の増、一方、被保険者数は3,829人で前年度でマイナス63人となっております。このように、一般の世帯数は若干増加をしておりますが、被保険者数は減少している状況でございます。

なお、27年度末の被保険者数の加入率は22.4%でございます。昨年度が23.3%でございますので、マイナス0.9%でございます。

続いて、345ページにお戻りいただきまして、一番上の表、保険税の状況でございます。現年の課税分は、調定額3億7,778万7,000円に対し収入額は3億5,646万7,000円で、収納率は94.4%でございます。

次の滞納繰越分は、調定額1億225万3,000円に対し収入額は1,514万9,000円で、収納率は14.8%となります。合計では、調定額4億8,004万円、収入額は3億7,161万6,000円で収納率は77.4%、前年度は77.9%ですので、合計しますとマイナス0.5%ということになります。

続いて、所得割と資産割の応能分でございますが、課税総額は記載のとおりですが、構成比を見ますと、所得割は42.7%、資産割は13.3%となりますので、応能分の合計で56%、前年度は57%でございましたのでマイナス1%でございます。

次の被保険者均等割は26.3%、世帯別の平等割は17.7%ですので、応益分の合計で44%でございます。

続いて、中央の表、医療給付の状況ですが、療養費、高額療養費、出産育児諸費等について、件数、費用額を記載しております。療養の給付件数は前年度より521件下回り7万852件となっておりますが、費用額は12億9,560万円と前年度より2,439万9,000円の増となりました。

療養費につきましても、件数、費用額とも前年度より増加し、件数は303件増加の1,366件、費用額は229万7,000円増の1,421万1,000円です。

それでは、続いて、説明資料で詳細を説明させていただきたいと思います。説明資料の64ページ、65ページをお開きいただきたいと思います。なお、経常的なものや少額のものについては省略をさせていただきます。

まず、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税でございます。一番上の一般の医療給付分の現年度分の収納率は94.30%、前年度比プラス0.47%でございます。次の一般の後期高齢者支援金分の現年度分は、前年度比でプラス0.73%、次の介護納付金分の現年度分はマイナス0.44%となっております。

次の滞納繰越分でございますが、一般の医療給付分についてはプラス1.11%、次の介護納付金分はマイナス1.94%、次の後期高齢者支援金分はマイナス0.24%となります。なお、退職の現年度の滞納繰越分につきましては、御説明を省略させていただきますと存じます。

続いて、使用料及び手数料の督促手数料、これは省かせていただきまして、次の国庫支出金の国庫負担金でございます。療養給付費等負担金、現年度分の療養給付費負担金でございますが、一般被保険者に係る療養の給付、療養費、高額療養費等、また介護納付金の納付に要する費用に対して、国が100分の32を負担するものでございます。前年度比プラス1.13%になります。

次の拠出金負担金でございますが、老人医療費の拠出金及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対して、国が100分の32を負担するものでございます。こちらは、前年比プラス1.06%となっております。

次に、高額医療費共同事業負担金です。高額医療費共同事業拠出金2,832万7,000円に対する国の4分の1の負担分となります。

次の特定健康診査等負担金でございます。こちらは、特定健康診査等事業の補助基準額の582万5,000円に対して、国が3分の1を補助するものでございます。

一つとびまして、国庫補助金、財政調整交付金、普通調整交付金でございます。国から財政需要及び財政収入に応じて調整対象需要額が調整対象の収入額を超えるとときに交付されるものでございます。その差は約3,200万円でございますので、昨年は1,600万円ほどでございますので、ほぼ2倍になってございます。

次の特別調整交付金でございますが、こちらは、臓器の提供パンフレットやジェネリック医薬品のパンフレット等、特別な事情により支出を行ったことにより国から交付されるものでございます。

次の療養給付費等交付金は、退職者医療費交付金でございますけれども、退職保険者の医療給付費について、退職被保険者等による保険税を除いた金額を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次のページ、66ページ、67ページを御覧いただきたいと思います。

前期高齢者交付金でございます。こちらは、65歳から74歳までの前期高齢者の全国平均の加入割合よりも加入割合が高い保険者に対して、社会保険診療報酬支払基

金から交付されるものでございますが、こちらは前年度より3,400万円ほど減額となっております。

次に、県支出金でございます。県負担金、高額医療費共同事業負担金です。こちらは、県の4分の1負担となります。

次の特定健康診査等負担金は、事業の補助基準額582万2,000円、先ほどと同じですが、そこに対して県が3分の1の負担をするものでございます。

次に、県補助金、財政調整交付金、普通調整交付金でございます。こちらは、一般被保険者に係る療養の給付費等負担金の算定額の100分の8相当分でございます。前年度比でプラス1.02%となっております。

次の特別調整交付金でございますが、こちらは県から収納率の向上や医療費の適正化、あるいは財政健全化のメニューに規定された特別な事業を実施した実績に基づき交付されているもので、前年度比プラス55.3%と大幅に増加をしております。こちらは、収納率でありますとか口座振替率、あるいはジェネリックに対する啓蒙などの評価ポイント制になっておりまして、それが認められたということになります。

続いて、共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金でございます。交付基準額80万円を超える医療費を対象に、県の国民健康保険団体連合会から2分の1が交付されるものでございます。

次の保険財政共同安定化事業交付金ですが、先ほどもお話ししましたとおり、これまでは30万円を超える医療費の一定部分が交付対象となりまして、交付基準額の100分の59が国保連から交付されておりましたけれども、平成27年度から全ての医療費が交付対象となったことによりまして、前年度よりも1億9,844万円と大幅な増加となりました。

続いて、繰入金でございます。他会計繰入金になります。一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金保険税軽減分でございますが、国民健康保険税の被保険者の保険税負担を軽減するために、軽減の対象となった被保険者の数に応じて町に国と県から補填されますが、それを一般会計から特別会計に繰り入れるものでございます。前年度比で3.6%、金額では127万8,989円の増加となっております。

次の保険基盤安定繰入金保険者支援分でございますが、国民健康保険税の被保険者の保険税負担を軽減するために、低所得者を多く抱える市町村に対して支援された分を一般会計から特別会計に繰り入れているものでございます。こちら、前年度比で1,440万円の増加となっております。

一つとびまして、出産育児一時金等繰入金でございます。出産育児一時金の3分の2に当たる額を一般会計から繰り入れています。

次の財政安定化支援事業繰入金でございます。所得が少ない被保険者が多い、そのような理由によりまして、国保財政に影響のある市町村について、財政の安定化と保険税負担の平準化のために一般会計から国保会計に繰り入れているものでございます。

次に、その他一般会計繰入金でございますが、医療費等の増大等に対応するために

一般会計から国保会計に繰り入れているもので、いわゆる法定外の繰入金でございます。昨年度比でプラス 11.7%、金額では 653 万 5,970 円の増となっております。

以下、繰越金、諸収入については、説明を省略させていただきたいと存じます。

68 ページを御覧ください。

歳出でございます。まず、総務費、総務管理費の一般管理費ですが、国保運営に必要な書籍等の購入、電算共同処理経費、レセプト点検員の賃金等を支出しております。

次に、連合会負担金でございます。神奈川県国民健康保険団体連合会に対する負担金を拠出しております。

次の徴税費、賦課徴収費でございますが、6 月に賦課決定をしている納税通知書の印刷、送付、及び収納処理に係るものでございます。賦課徴収費でございますが、納税通知書の印刷、送付、収納処理に係る経費でございます。

一つとびまして、保険給付費でございます。療養諸費の一般被保険者療養給付費でございます。一般被保険者に対しての療養の給付を行う費用でございます。被保険者の受診件数は 6 万 6,596 件で前年度とほぼ同じでございますけれども、金額では 793 万 4,997 円増加しております。

その下の退職分でございますが、退職被保険者に対して給付を行っているものでございます。4,256 件でございます。

続いて、一般被保険者療養費支払事業費でございます。一般被保険者に対して医療費の償還払いや柔道整復師の療養費用額の療養費給付を行っておりますが、こちらは近年増加の傾向にありまして、件数で申しあげると 1,276 件、前年度より 298 件の増加、金額が 197 万円ほど増加をしております。

その下の退職分は 85 件でございます。

一つとんで、高額療養費、一般被保険者高額療養費支払事業費でございます。こちらは、被保険者の医療費の自己負担分について、月単位で一定の限度額を超えた場合に、その超えた部分について現金給付をしております。件数は 1,855 件、前年度比で 10.8% の増、金額でプラス 4%、354 万 5,820 円の増となっております。

次の退職分は、139 件の支払いでございます。

一つとびまして、出産育児諸費、出産育児一時金支給事業費でございます。こちらは、被保険者が出産した 14 人に対して、一時金を 1 人当たり 42 万円を限度に支払いをするものでございます。昨年は 11 人でございましたので、若干増加をしております。

一つとびまして、葬祭諸費、葬祭費支給事業費です。被保険者が亡くなられた際、葬儀を行った方に対して 1 件 7 万円、16 名分を支給いたしました。昨年は 25 名でございますので、こちらは若干減少しております。

次に、後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療広域連合が運営する医療制度の保険給付費等に充てるために、加入者数に応じて拠出金を負担するものでござ

ございます。前年度と比べて3.2%の増となっております。

次の前期高齢者納付金でございますが、65から74歳までの前期高齢者がかなり国民健康保険に加入していることから、負担の不均衡を調整するために各医療保険の保険者が加入者数に応じて負担を行うシステムです。昨年よりマイナス7.6%となっております。

一つとびまして、介護納付金納付事業費でございます。介護保険制度を円滑に運営するため、国民健康保険の保険者としての納付金の拠出を行っているものでございます。昨年度比マイナス1.27%になってございます。

その下の共同事業拠出金、高額療養費拠出金支給事業費です。高額療養費の支払いによる保険者の財政負担の緩和を図るために、保険者間での相互共済を目的として国民健康保険団体連合会へ拠出金を支払っております。

一つとびまして一番下、保険財政共同安定化事業拠出金支給事業費です。県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定を図るために、国民健康保険団体連合会へ拠出金を支払うものでございます。歳入同様に全ての医療費が対象となりまして、その結果、前年度比2億1,500万円あまりの大幅な増加となりました。

次のページを御覧ください。

保健事業費、特定健康診査等事業費でございます。40歳から75歳未満の被保険者に対して、いわゆる特定健康診査、特定保健指導を行う経費でございます。27年度の特定健康診査の受診状況でございますが、まだ確定しておりません。速報値ではございますけれども、1,042人、受診率は39.2%となっております。昨年度は37.9%でございますので、1.3%のプラスとなっております。

次に、保健給付費でございます。医療費適正化事業として、医療費の費用額等について、年4回通知を行っております。また、158人に対して人間ドックの助成を行いました。さらに、ジェネリック医薬品の活用に関するパンフレット等を購入して周知を図っております。

諸支出金につきましては、還付金や国への返納金等、資料に記載のとおりでございます。

最後に、もう一度、決算書に戻っていただきまして、204ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額19億2,026万円、2、歳出総額17億6,200万4,000円、3、歳入歳出差引額1億5,825万6,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源は0でございます。5、実質収支額は1億5,825万6,000円となります。

御説明は以上となります。

○議長（茅沼隆文）

これにて認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の細部説明を終了いたします。